

消防団が新体制に

## 消防団長に吉澤さん



新消防団長  
吉澤充雄さん

### 消防団長就任あいさつ

平素より、町民の皆様には消防団活動に対し、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、昨年は災害が少ないといわれている群馬県でも多くの災害が発生しました。災害は前触れなく発生し、尊い生命を奪っていきます。幸いにも吉岡町は大きな災害がなく、火災も建物火災は0件でした。これも町民皆様の防災に対する意識の高さの賜物と思っております。

我々、消防団も突然の災害を警戒し、各種訓練を実施し町や消防署と連携を強化し、消防団員一致団結して安全な地域づくりに貢献したいと思っております。

皆様のご支援と、ご協力をお願い申し上げて、就任挨拶とさせていただきます。



まちの鳥



前消防団長  
齋木健志さん

### 消防団長退任あいさつ

在任中は、町長はじめ議会、自治会、消防署、各団員の皆様にご支援を頂き、団長という重責を全うできたことに心より感謝申し上げます。

さて、団長就任以来、私は一貫して町民の生命財産と団員の命を守ることを命題とし、団員の技術向上と町との連携を図るため、総合防災訓練をはじめ、さまざまな訓練を積極的に行ってきました。

昨今、吉岡町は急速に発展しておりますが、災害もまた多様に変化しております。災害は無くせずとも、消防団の力で最小限に食い止めることはできるはずで

す。今後も町の発展とともに消防団の躍進を期待し、退任の挨拶とさせていただきます。

## 新副団長 就任



大島浩二さん

大島浩二さんが新たに消防団副団長に就任しました。

前任副団長の岩田茂己さんとともに、ご活躍を期待しています。

教育長職務代理者が変わりました

## 教育長職務代理者に大沢さん

教育長職務代理者の小林静弥さんが4月16日に退職となりました。これに伴い、4月17日付で大沢知子さんが選任されました。



大沢知子さん

### ▼問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育室  
☎26・2286(直通)

### 3期目となります

## 公平委員に森田さん

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査や不利益処分に関する審査請求に対する手続きおよび審査などを職務とする行政委員会です。

3月定例会で議会の同意を得て、森田裕博さんが5月2日付で町長から選任されました。

高柳廣好さん、鳥越和代さんと3人の委員で構成されます。



森田さん(中央)  
高柳さん(左)・鳥越さん(右)



まちの花

### ▼問い合わせ先

総務政策課 政策室  
☎26・2241(直通)



まちの木

# 今月の納税

町県民税普通徴収……1期

納期限 7月1日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

まちの職員を募集します

## 吉岡町職員採用試験(令和2年4月1日採用予定)



### 一般行政職

▼採用予定人員 若干名

▼受験資格

①平成2年4月2日～平成14年4月1日生まれの人

②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

▼試験日・内容

【第1次試験】9月22日(日)

適性検査、教養試験(時事、社会、人文および自然に関する一般知識など高等学校卒業程度の択一式試験)

【第2次試験】10月中下旬

小論文、面接試験、グループ

### 春の環境美化週間

## ごみ収集場所マナーアップ週間



5月・6月は春の環境美化月間です。環境美化推進協議会と各自自治会の協力により、6月17日(月)～21日(金)に各ごみ収集場所ですら腕章を付けた役員がごみの出し方などの一斉指導を行います。

ディスプレイ(作業)など

▼場所 吉岡町役場

▼申込書配布(開庁時間)

7月16日(火)から庶務行政室窓口(①番窓口)で配布します。

▼申込受付(開庁時間)

7月16日(火)～8月6日(火)

※開庁時間は午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合は、簡易書留で

8月6日(火)消印まで有効

▼申し込み・問い合わせ先

〒370-1369

吉岡町大字下野田560番地

総務政策課 庶務行政室

☎26・2240(直通)

必ず指定の袋を使用してください。町指定ごみ袋で出されていないごみには、注意シールを貼ります。

▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室

☎26・2243(直通)

安全な通行のために

## 樹木の伐採・所有地管理のお願い



道路や歩道に張り出した枝や倒木は、通行する人や車の妨げとなり、大変危険です。災害時の安全確保のためにも、樹木管理にご協力ください。特に、**通学路では管理の徹底**をお願いします。

**土地を所有している人へ**

所有する土地の樹木などが、次の状態である場合は、樹木の伐採や枝払いが必要です。

●道路や歩道に枝が張りだしている

●枯れ木や折れ枝が通行の邪魔をしている

●竹木が生い茂り、通行の邪魔をしている

私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。また、倒木などが原因で通行者や車に事故が発生した場合、樹木が植生する土地の所有者が左記の法律により責任を問われる場合があります。

民法第717条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任  
道路法第43条 道路に関する禁止行為

### ▼伐採時の注意事項

①歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落事故などが起こらないように十分注意してください。

②電線や電話線がある場所で作業する場合は、管理者の立会いのもと、行ってください。

事前に電力会社や電話会社にご連絡をお願いします。

▼電力会社・電話会社の連絡先  
東京電力群馬カスターセンター  
0120・995・222

または  
027・898・3406

受付時間は、日曜日・祝日を除いた午前9時～午後7時。

※土曜日は午後6時まで  
N T T (24時間年中無休)  
113 (局番なし)

0120・444・113

▼町道に関する問い合わせ先  
産業建設課 用地管理室

☎26・2279(直通)

▼県道に関する問い合わせ先  
渋川土木事務所

☎22・4055

### 投票所入場券について

6月下旬から世帯ごとに順次発送する予定です。投票所に持参してください。

入場券を紛失した場合は、本人確認書類(運転免許証など)を持参してください。

投票所で再発行ができます。

※参議院議員選挙については、詳細が分かり次第町ホームページなどでお知らせします。

▶問い合わせ先 吉岡町選挙管理委員会 ☎26-2240(直通)

児童手当を受けている人へ

現況届の提出は6月28日(金)までに



幼稚園児の保護者へ

幼稚園就園奨励費の支給



児童手当・特例給付を受けている人は、毎年6月に現況届を提出する必要があります。現況届とは、毎年6月1日における状況を審査し、引き続き手当を受ける要件を満たすかどうか確認するためのものです。**提出がない場合、6月以降の手当の支給が差し止められます。**(ご注意ください。)


- ▼提出する書類
  - 児童手当・特例給付現況届(押印を忘れずに)
  - 受給者の健康保険証の写し
  - ※児童の健康保険証は不可。
  - ※町の国民健康保険加入者は必要ありません。
  - ※保険証により年金加入証明が必要な場合があります。
  - ※その他、必要に応じて提出する書類があります。
- ▼提出期限 **6月28日(金)**
- ▼問い合わせ先 健康福祉課 ことも福祉室 ☎26・2248(直通)

幼稚園教育の一層の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園の授業料などの減免(就園奨励費の支給)を行っています。

就園奨励費は、各私立幼稚園を通じて支給します。在園する私立幼稚園へ申請してください。

なお、令和元年度の支給対象期間は9月末日までです。詳しくは、在園する私立幼稚園か学校教育室へお問い合わせください。

- ▼対象(すべて該当する人)
  - 町に住民登録がある人
  - 私立幼稚園に通う満3〜5歳児の保護者
  - ※所得状況により、対象にならない場合もあります。
- ▼私立幼稚園のうち、子ども子育て支援新制度に移行した園は除きます。
- ▼問い合わせ先 教育委員会事務局 学校教育室 ☎26・2286(直通)

 6歳未満の乳幼児の着用は**義務**です。

## チャイルドシートの購入を補助します

交通事故から子どもを守るため、チャイルドシートの購入を補助しています。

※補助を受けられる台数は**幼児1人に対し1台**で、申請できる回数は1回限りです。

### 対象

6歳未満の幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシート(中古品を除く。)を購入し、次の要件を満たす人

- 購入日に幼児が6歳未満であること
- 申請日に幼児と親権者が町に住民登録があること
- 町税を滞納していないこと

### 補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円

### 申請に必要なもの

- 幼児用補助装置購入補助金交付申請書兼実績報告書
- 領収書またはレシート(購入日と購入額が記載されているもの)
- チャイルドシート付属の品質保証書または取扱説明書
- 認印(スタンプ印不可)
- 通帳(振込先がわかるもの)

### 申請期間

購入日から1年以内

### 問い合わせ先

町民生活課 生活環境室 ☎26-2243(直通)



# 群馬県 知事選挙

投票日 **7月21日(日)**  
7:00~20:00(告示日:7月4日(木))

期日前・不在者投票日

7月5日(金)~7月20日(土)8:30~20:00  
コミュニティセンター和室(1階)

投票できる人(満18歳以上)

平成13年7月22日以前に生まれた人で、平成31年4月3日までに吉岡町に転入手続きをし、引き続き吉岡町の住民基本台帳に登録されている人。

※県の選挙権を有する人が県内の他市町村に転出した場合は、転出した日によって投票場所が異なります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

## メータ器周辺をきれいに

### 水道検針業務にご協力ください

水道メータは水道料金の算出だけではなく、漏水の発見にも役立っています。**毎月14日から1週間程度(土・日曜日を含む)**は水道メータの検針期間です。検針しやすい状態の維持にご協力ください。  
※検針期間は天候などによりずれることがあります。



● 周辺の草や木を除去する。

※夏場は草が繁茂し、検針の妨げになる場合があります。

● メータボックスの上に自動車や物を置かない。

● 出入り口やメータボックス付近に犬をつながない。

#### ▼問い合わせ先

上下水道課 上水道室  
☎ 54・1118(直通)

## 工事開始前に業者へご相談ください

### 家庭用浄化槽設置補助金の交付



町では、家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。単独処理浄化槽かのみ取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える場合、町の補助金に加えて、県の浄化槽エコ補助金も受けられます。補助金の申請期限は、いずれも**12月25日(木)まで**です。

通常、事業者が申請書類などを揃えて町へ提出します。必ず工事を始める前に事業者へ相談してください。

▼対象区域 公共下水道区域および農業集落排水区域を除く全域。(ただし、農業集落排水区域では、新規のつなぎ込みができない区域は対象となる場合もあります。)

▼補助金額 5人槽≒17万4千円、7人槽≒22万5千円、10人槽≒29万8千円

※浄化槽エコ補助金を受ける場合は、右記に加えて10万円

#### ▼問い合わせ先

上下水道課 下水道室  
☎ 26・2284(直通)

## 保守点検・清掃・法定検査など

### 浄化槽の維持管理を忘れずに

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定検査に分かれ、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

#### 保守点検

機械の点検・補修や消毒剤の補給などです。家庭用の小型浄化槽では4カ月に1回以上の実施が義務付けられています。

#### 清掃

浄化槽内にたまった汚泥などを抜きとる作業です。これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。毎年1回(全ばつ気型の浄化槽は年2回)の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

#### 法定検査

水質に関する調査です。浄化槽の使用開始後3~5カ月の間と(7条検査)、その後は毎年1回検査(11条検査)を受けることが義務付けられています。検査は群馬



県環境検査事業団が行います。

※処理対象人数が50人以下の浄化槽で、指定採水員がいる保守点検業者と保守点検契約をしている場合は、保守点検業者が現場での11条検査を代行して行える場合があります。

#### ▼町内登録業者

保守点検  
前橋環境管理センター  
☎ 54・7900

北群馬衛生社  
☎ 54・2768

#### 清掃

南渋川衛生社 ☎ 22・0923  
南関東清掃社 ☎ 22・0294  
北群馬衛生社 ☎ 54・2768

▼問い合わせ先  
上下水道課 下水道室  
☎ 26・2284(直通)

#### 法定検査について

群馬県環境検査事業団  
☎ 027・280・5222

#### 浄化槽について

中部環境事務所  
☎ 027・219・2020